

令和7年度 環境配慮型事業所支援事業「脱炭素の取組み」にかかる認定要件について

認定項目	認定要件	添付書類
①再生可能エネルギーの導入	<p>○申請受付時点で、事業所（複数事業所を持っている企業の場合はいずれかの事業所を指す）に太陽光発電設備が設置（PPAによる設置も可）されていて、その太陽光設備の設備容量（パネル出力の総和又はパワコン出力の総和いずれか低い値）が下記の式によって算出される値以上であること。 ※ただし、全量売電をしている設備は不可</p> <p><算定式></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> $(\text{自社の延床面積 } \text{m}^2) \times 0.0909\text{kW}$ </div> <p><参考：延床面積が100m²の場合> 100m²×0.0909kW=9.09kW 太陽光発電設備の設備容量が9.09kW以上であれば可</p>	<p>【太陽光発電設備を自社で設置した場合】 ○設置されている太陽光発電設備の設備容量がわかる書類 <例> 電力受給契約書の写し</p> <p>【太陽光発電設備をPPA手法により設置した場合】 ○設置されている太陽光発電設備の設備容量がわかる書類</p> <p>【共通】 ○事業所の延床面積が確認できる書類 <例> 当該建物の登記簿謄本の写し <例> 賃貸契約書の写し</p>
②再生可能エネルギー由来電力の利用	<p>【再生電力を購入する場合】 ○申請受付時点で、事業所（複数事業所を持っている企業の場合は本社として登記されている事業所を指す）の電力契約が、再生可能エネルギー100%の電力メニューで契約締結されていること。</p> <p>【再生電力証書を購入する場合】 ○申請受付時点で、事業所（複数事業所を持っている企業の場合は本社として登記されている事業所を指す）が、令和6年4月から令和7年3月まで（令和6年度）の1年間の電力使用量に相当する再生電力証書を購入していること。なお、再生電力証書は以下の3種とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> グリーン電力証書 Jクレジット（※再生電力由来に限る） FIT非化石証書 	<p>【再生電力を購入する場合】 ○再生可能エネルギー100%の電力メニューでの電力契約の内容がわかる書類（契約日、供給地点、契約者、契約プラン・メニュー等が記載されていること）</p> <p>【再生電力証書を購入する場合】 ○令和6年4月から令和7年3月まで（令和6年度）の1年間の電力使用量がわかる書類 ○令和6年度の使用電力に対し、有効な再生電力証書を購入した書類の写し（有効期間、再生の環境価値を有していること、権利が自社の所有であること等が記載されているもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> グリーン電力証書の場合・・・<例>グリーン電力証書の写し Jクレジットの場合・・・<例>無効化通知書及び再生電力量を記載した書類の写し FIT非化石証書の場合・・・<例>JEPX 非化石価値証書の写し <p>【共通】 ○履歴事項全部証明書の写し又は現在事項全部証明書の写し</p>
③社用車への次世代自動車導入	<p>○申請受付時点で、事業所（複数事業所を持っている企業の場合は市内の事業所を指す）が常時使用する車両（自社所有またはリース等）の30%以上が電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車であること。</p>	<p>○自社が常時使用する車両の一覧（燃料の種類、ナンバー、所有またはリースの区別等を記載） ○車検証の写し、自動車検査証記録事項の写し（所有者または使用者が自社であることがわかるもの） ※社員の車を社用車として扱っている場合は、当該車両の一覧、車検証の写しに加え、当該社員が従業員とわかる書類の写しも提出</p>
④公共用急速充電設備の設置	<p>○申請受付時点で、事業所（複数事業所を持っている企業の場合は市内の事業所のいずれか一つ以上）の敷地内に、一般利用が可能な出力30kW以上の急速充電設備を設置していること。</p>	<p>○設置場所がわかる書類（地図等）、写真 ○一般利用が可能なことがわかる写真（案内板等） ○設置されている土地の登記簿謄本の写し ○急速充電設備の仕様がわかる書類（カタログ、銘板の写真等）</p>
⑤ZEB	<p>○申請受付時点で、事業所（複数事業所を持っている企業の場合は主たる事業所を指す）の建物がZEBの認定を受けていること。ZEBのレベルは「ZEB」「Nearly ZEB」「ZEB Ready」「ZEB Oriented」のいずれも可。</p>	<p>【事業所が所有の場合】 ○当該建物の登記簿謄本の写し ○ZEBの認定証（「BELS」評価書にZEB表示の記載があるもの）の写し</p> <p>【事業所が賃貸の場合】 ○賃貸契約書の写し（建物の所在地と名称、契約者が記載されている） ○ZEBの認定証（「BELS」評価書にZEB表示の記載があるもの）の写し ※賃貸契約書に記載の建物名称の建物であること</p>
⑥SBTの認定取得	<p>○申請受付時点で、事業者がSBT又は中小企業版SBTの認定を受けていること。</p>	<p>○履歴事項全部証明書の写し又は現在事項全部証明書の写し ○SBT又は中小企業版SBTを認定されたことがわかる写し <例> 自社HPに認証ロゴを掲載した記事 等</p>
⑦カーボンニュートラルガスの利用	<p>【カーボンニュートラルガスを購入する場合】 ○申請受付時点で、使用するエネルギーの1/2以上がガスである事業所（複数事業所を持っている企業の場合は本社として登記されている事業所を指す）において、カーボンニュートラルガスを使用していること。</p> <p>【環境証書を購入し使用するガスをカーボンオフセットする場合】 ○申請受付時点で、使用するエネルギーの1/2以上がガスである事業所（複数事業所を持っている企業の場合は本社として登記されている事業所を指す）、令和6年4月から令和7年3月まで（令和6年度）の1年間のガス使用量に相当する環境証書を購入していること。なお、環境証書は以下とする。 Jクレジット</p>	<p>【カーボンニュートラルガスを購入する場合】 ○カーボンニュートラルガスの導入内容がわかる契約書類等（契約日、供給地点、契約者、契約プラン・メニュー等が記載されていること）</p> <p>【環境証書を購入し使用するガスをカーボンオフセットする場合】 ○令和6年度の使用量に対し、有効な環境証書を購入した書類の写し（有効期間、環境価値を有していること、権利が自社の所有であること等が記載されているもの） Jクレジット・・・<例>無効化通知書の写し</p> <p>【共通】 ○履歴事項全部証明書の写し又は現在事項全部証明書の写し ○令和6年4月から令和7年3月まで（令和6年度）の1年間の事業所のエネルギー使用量の内訳がわかる書類</p>